

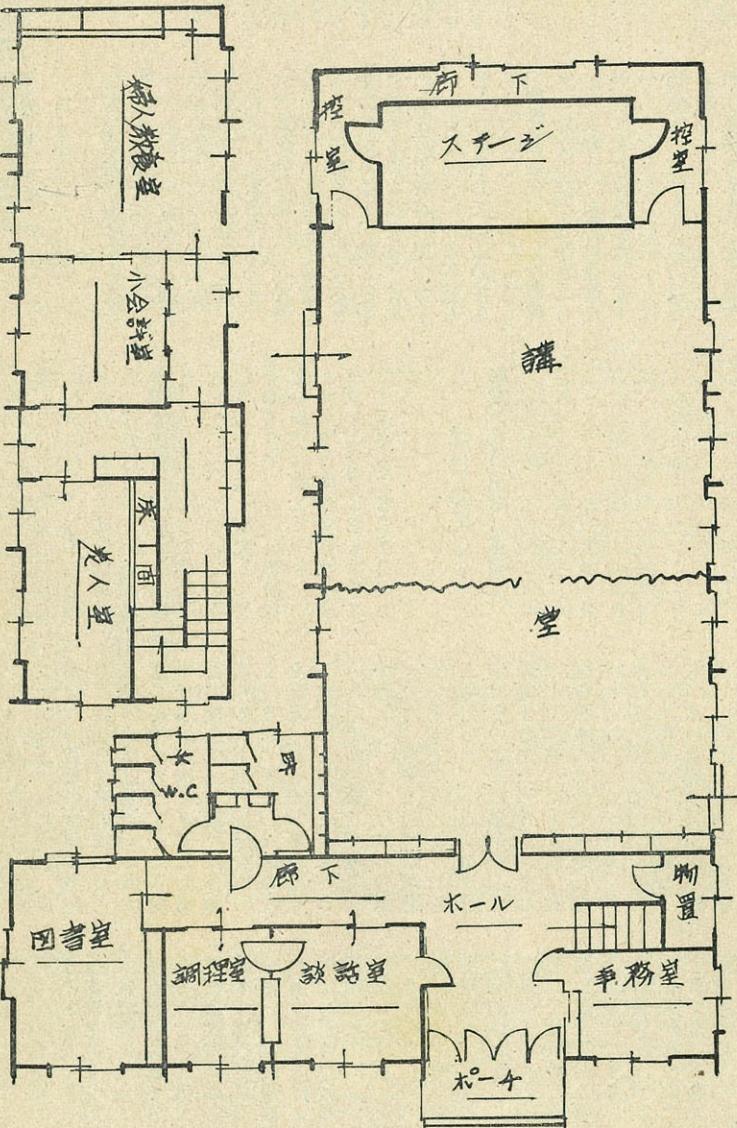
★目次★

- 公民館建設工事始まる 1
農業経営研究室 2・3
道路や河川を大切に 4
狩太町清掃条例 5
農地の移動は正しく 6
住民税課税方式の改正 7

広報かりぶと

町の人口
戸数 1,370戸
人口 7,920人
男 3,838人
女 4,082人
(5月1日住民登録人口)

2階平面図



1階平面図

建物面積算出

1階補強ブロック	本館	$6.40m \times 20.00m = 128.00m^2$	(38.7坪)
便 所		$3.60m \times 6.20m = 22.32m^2$	(6.8坪)
ボーナ		$2.00m \times 4.00m = 8.00m^2$	(2.4坪)
2階補強ブロック	本館	$6.40m \times 20.00m = 128.00m^2$	(38.7坪)
1階木造講堂		= 247.43m ²	(74.8坪)
総計		533.75m ²	(161.4坪)

内訳	208.19m ²	(63.0坪)
講堂	39.24m ²	(11.9坪)
会議室	19.36m ²	(5.8坪)
室	28.16m ²	(8.5坪)
室	25.16m ²	(7.6坪)
室	28.16m ²	(8.5坪)
室	28.16m ²	(8.5坪)
室	16.28m ²	(4.9坪)
室	12.32m ²	(3.7坪)
室	23.32m ²	(7.1坪)
他	105.40m ²	(31.9坪)

★★★★★
公民館建設工事始まる！
★★★★★

町民が長い間、要望しつづけて来た狩太町公民館が役場の前に建設され、工事費九五〇〇千円で俱知安町、瀬尾建設によつて着々と工事が進められており、八月末には完成の見込みであります。完成の暁には、町民の共通の応接間として、町民皆様に数多く利用されることでしよう。設計もそのように苦心されております。

狩太町 清掃条例ができました

四月一日より、つぎにより狩太町清掃条例が施行になりました。狩太町特別清掃地域内は清掃条例により、色々と住民の義務もありますからよく読んで各人が町内を明るくきれいな街にいたしましょう。

狩太町清掃条例

(定義)

第一条 この条例は、町と町民の協力のもとに汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより衛生の向上を図ることを目的とする。

(汚物容器の設置等)

第二条 この条例で「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚物で、ふんによく及び犬、ねこ、ねずみ等の死体、その他町長の指定するものをいう。

第三条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の規定による特別清掃地域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とし、以下「清掃義務者」といふ)はその土地又は建物内に汚物容器を備え、ごみ及び燃えがらを各別の容器に集めなければならぬ。

第四条 便所の構造

1. 便所は、ねずみ及び衛生害虫の出入りを防ぎ、便槽に地下水、雨水、光線の侵入及び、ふんに

ようの侵出を防ぐ処置を施すこと

2. 便槽の上部週辺は、地盤から一五センチの高さを保つこと

3. 井戸との距離を五メートル以上にすること

(汚物容器等の維持管理)

第五条 清掃義務者は、汚物容器及び便所について、雪の侵入又は悪臭が発散、害虫の出入りを防止すると共に道路の除雪を行なう等、搬出作業に支障のないようにしなければならない。

(清掃の義務)

第六条 井戸の清潔保持

第七条 任何人都道路、公園広場、その他の公共の用に供する場所又は、他人の占有する土地に汚物を捨て、又は排せつしてはならない。

第八条 家畜を飼育する者は飼育場内外の清潔を保持し、ねずみ、衛生害虫の発生並びに悪臭の防止について、又は排せつしてはならない。

(汚物の収集処分)

第九条 特別清掃地域内の汚物は町が収集し処分するものとする。

(汚物取扱業)

第十一条 汚物の収集運搬及び処分を業として行なうとする者は、申請して町長の許可を受けなければならぬ。

(汚物の運搬及び貯蔵容器の制限)

1. 前項の許可を受けた汚物取扱業者は、清掃義務者から第十三条にいう手数料を直接徴収することとが出来る。

2. 汚物を運搬するときは、悪臭及び汚物を指定する場所に運搬し又は処理することを命ぜることができる。

(多量の汚物処理)

3. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

4. 便所の新設・改修は修繕を行なう場合、ねずみ及び衛生害虫の出入りを防ぎ、便槽に地下水、雨水、光線の侵入及び、ふんに

めるとときは、その改良を指示し又は、その使用を禁止することができる。

(手数料)

第十三条 町長は清掃法第二十条の規定により汚物の収集及び処分に関し、清掃義務者から次の区分により手数料を徴収する。

1. 塵芥、灰じん処理手数料 年額二〇〇円以内
2. し尿、くみとり手数料 石当り 二〇〇円以内

(清掃指導検査)

第十四条 町長は清掃指導員を置き、この条例に定める事項の指導及び清掃すべき場所の検査を行なわせるものとする。

2. 前項の場合当該吏員は、身分を示す証票を提示しなければならない。

(特別清掃地域)

町長は清掃指導員を置き、この条例に定める事項の指導及び清掃すべき場所の検査を行なわせるものとする。

3. 前項の許可を受けた汚物取扱業者は、清掃義務者から第十三条にいう手数料を直接徴収することとが出来る。

(計量記念日) 6月7日

4. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

5. 便所の新設・改修は修繕を行なう場合、ねずみ及び衛生害虫の出入りを防ぎ、便槽に地下水、雨水、光線の侵入及び、ふんに

(便所の新設・改修)

6. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

7. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

8. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

9. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

10. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

11. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

12. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

13. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

14. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

15. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

16. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

17. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

18. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

19. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

20. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

21. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

22. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

23. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

24. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

25. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

26. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

27. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

28. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

29. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

30. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

31. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

32. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

33. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

34. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

35. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

36. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

37. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

38. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

39. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

40. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

41. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

42. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

43. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

44. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

45. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

46. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

47. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

48. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

49. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

(便所の新設・改修)

50. 便所は、特に汚物収集者は処理の作業に支障を及ぼすと認めたもの

子どもを水と車の事故が怖らう



●保護者も同行して事故を防ごう

町や村の財政事情により、課税の方式を選んで高い課税が出来たり、低い課税が出来たのです。従つて各々の町や村の課税の方式が異なつていたため、住民税の負担の状況に均衡をかけていたので日本のことには住んでも同じ所得があれば同じ額の住民税が課される様、不均衡を是正するため、昭和三十九年と四十年の二ヶ年に亘り、課税の方式を統一することになつたのです。三十九年度は、今迄税額控除されていた扶養控除、七〇〇円を所得控除一人目四万円、二人目からは三万円の控除に改正され、白色

から一、〇〇〇円に引上げられました。この改正で狩太町の住民税減収額は一〇〇万円をこえ、この減収額は国より減税補給金として交付されるわけです。

昭和四十年度の課税については、老年者、かぶ控除等を除いて、すべて所得控除となり、三十九年度にくらべてなお一〇〇万円以上減収となるわけで、減税される方が多くなりとくに、家族の多い方が課税方式改正による減税の恩恵を受けられることになり、各町村間のことになりました。

住民税の課税方式が

改正されました。

季節の話題

い。

では、延滞金免除の手続をして徴収しなかつたのです。が、昭和三十九年度からは納期内に納付され方について、延滞金を督促発券後十日以内までについて百円につき日歩二銭、指定納期限(督促発付後十日後)後に納付されますと、百円につき日歩四銭で計算され徴収される事になりますので必ず納定期内に納付して下さい。

昭和三十九年四月
町税から延滞金が
徴収されます。

狩太町農業構造改善の手引
(基本編) 発行!

実施月日	時 間	場 所	参 集 範 囲
6/3	午前8時30分	藤山集会所	藤山、尾ノ上、吉川
6/4	〃	北栄集会所	北栄
6/5	〃	東山集会所	東山、滝台
6/6	〃	西山集会所	西山、ニセコ
6/8	〃	共栄集会所	光栄、羊栄、豊里
6/9	〃	"	共栄、東
6/10	〃	川崎集会所	川崎、里見
6/11	〃	宮田集会所	宮田
6/12	〃	小花井集会所	小花井、絹丘
6/13	〃	黒川集会所	黒川、富川
6/15	〃	福井集会所	福井、相馬、板谷
6/16	〃	西富診療所	昆布、五十万、みづ
6/17	〃	家畜市場	ほ、桂、西富、更新元町、松岡、別太
6/18	〃	"	有島、羊蹄、市街地

時間厳守の事

農地の移動は 適当に・正し

りする場合には知事や農業委員会の許可が必要なことはご承知のことと思います。ではなぜ、農地や採草放牧地の移動が許可制になつてゐるのかお考えになつたことがありますか、これは一口に申しますと、農地や採草放牧地を有効に利用することにより農業の生産を高め、農家の方々の生活を安定させるためと、土地を耕さぬような人、あるいは多く持ち過ぎている人が農地や採草放牧地を持つことを防ぐのが目的なのです。

このことは「農地法」という法律の中に規定されておりまして、この法律のねらいは健全な自作農を確立することにあるのです。したがつて、ごく僅かな面積で農地を經營してゆく方は農家として自立していくことが困難ですから、この

の農地が移動しており、これを件数でみますと一〇〇件程度になつております。そこでその実態を調べてみると、本当に農地を必要とする農家に必ずしも移動しているというようには見えません、と申しますのは経済力に余裕のある方で農地が移動しているようですね。法律ではそこまで禁じておりませんが、このよくなことは決して好ましいことは言えません。農地の移動は自立経営の農家をつくるために、農地集団化の目的にそういう形が望むのです。

受けますと、農業委員会は、買受希望者から、そ
うにしており、この相談
地を売りたい方はこのよ
くから適当な人を選んで売却
契約をすることになるわ
です。勿論、農地の売買價
格につきましては両者で
めればよいわけです。このよ
うにしますと、本当に地
地を必要とする方に、農地
集団化にそよう目的的
農地の移動が期待できるし
けです。農用地の拡大をは
かつて、自立經營農家の充
成をはかるには、どうして
も「適正な移動の対策」が
必要なのですから、自らな
んで適正な農地移動が行
れるよういたしましょ
。しかし、この適正移動対
策で問題となりますことは

資金の問題は大いに問題とし、農地を購入する資金がないということが、しばしばあります。そこで、このよくなな方には、農地取得資金を優先的に貸し出すようにしています。資金がくるのがおそいために、土地を買うのにまにあわないという問題もありますが、これにつきましては資金のくる間農協などから借りることにいます。

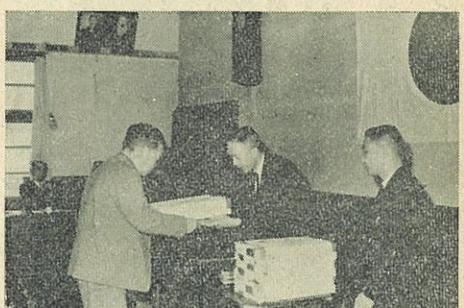
して農業構造の改善をかり、自立經營農家を育むことを目指しておりました。この「農地等適正移動アドバイス」は農業構造改善の一環として行なわれるのでありますから、農家のみなさまには、この適正移動対策の趣旨をよく理解されまして特に売買希望の早期申出に積極的な御協力を願ひいたします。尚、売買申出をする場合の届出の用紙農業委員会に備付けてありますからご利用ください。

町では本町農業振興の基本方針として、農業構造改善のスローガンを掲げ、昨年九月農業構造改善事業予備地域の指定を受け、農業構造改善事業協議会を設置して、本格的にその態勢を整え、本町の農業構造改善の方針と進め方を検討するため、その基礎資料の取まとめを急いでいたが、このほど、その基本的なものがほどまとまつたので、それを収録、狩太町農業構造改善の手引（基本編）を完成した。その内容は

交通事故をなくすために

曾我小学校 六
私は、いろいろなニュー
スを新聞やテレビやラジオ
などで見たり、聞いたりし
ますが、その中で、いつも
いやだと思うのは、交通事故
故です。新聞に、よつばら
い運転、二重しようと、
いねむり運転などの記事の
ない日はめずらしくらい
です。そして読んでみると
それは、みんな、ちよつと
した不注意からおこつてい
ます。
不注意には、運転手の不
注意と歩く人の不注意があ
ります。
私の同級生で、一年生の

中 村 瑞 惠



納税貯蓄
組合長さん

納稅時蓄組合長會議は四月十日議事堂で開かれ今後組合運営などについて色々と協議しましたが、長年組合の健全な發展に尽さなかった次の方々に町長より感謝状と記念品がおくられました。

狩太郎	近藤小	高橋武雄(小沢中 荒野保(俱小保)
狩太郎	宮田小	菊地昌子(新任 葭内師子(新任)
狩太郎	藤山小	窪井美子(近藤中 佐々木諒子(新任)
狩太郎	飯塚	吉田熏(国富當 門脇静子(都小保)
狩太郎	辻	市子(新任 悠子(新任)
狩太郎	大沢	勇(昆布小保)
狩太郎	佐藤	清(樺山中
狩太郎	沢田	沢田正江(俱中
狩太郎	木下博司(近藤中	木下博司(近藤中
狩太郎	稻沢	稻沢隆(入舸中
狩太郎	土坂春枝()	土坂春枝()
狩太郎	近藤晃(古平中	谷口英夫(珊瑚中
狩太郎	堀井中	坂本洋右(萩野中

【先生の異動】

慶弔錄

三月十八日から五月一日まで（戸籍の窓口より）